

令和2年度(2020年度) 第3回熊本市障害者施策推進協議会 質問及び意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
1	資料1 P14 8 障がい保健福祉施策関連事業費	本会議においても、早期の療育が重要であるとの意見が度々出ているところである。 障がい児支援に関する事業費の増加が著しいものの、障がい児の健やかな育成のために、利用が制限されることのないように運用していただきたい。 益城町で放デイの利用時間の上限が減っており、今まで利用できていた方が利用できなくなっている状況。いずれ熊本市もそうなるのではないかと危惧している。	丸住委員	本市における児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給量は、一律23日/月としており、特に利用を制限するような運用は行っておりません。	障がい保健福祉課
2	資料1 P19 3 福祉施設から一般就労への移行等”	国の指針からA型、B型事業所利用者の一般就労目標値があげられているが、そもそも一般就労が難しかったり、チャレンジしてみたが失敗したという方がA型、B型に通っているのではないかと 思う。 目標を達成するためには、ジョブコーチの配置を増やす、あるいは相談支援員等定着するまでの期間の支援体制も同時に行っていくべきではないか。その計画予算は十分に盛り込まれているのだろうか。	西委員	「熊本市障がい者就労・生活支援センター」において、センター内に職場定着支援員を配置し、職場定着及び生活支援のフォローアップを行い、受入企業側に対しても、障がい者への具体的な対応方法についての助言も行っているところです。 さらに、障害福祉サービスの就労継続支援A型及びB型を行う事業所から利用者が一般就労した場合、まず当初の6か月は利用していた事業所がそれぞれのサービスの範囲として定着支援を行うことが努力義務とされています。6か月経過後は「就労定着支援」において、就労定着支援員がジョブコーチの役割を果たし、利用者の方の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や指導・助言等の支援を行うことができます。	障がい保健福祉課
3	資料1 P35 就労継続支援A型”	一般就労困難な方、就労移行支援事業を利用しても雇用に結びつかなかった方に対して、就労支援を行うのですが、未だ障がい者に対する理解が進んでおらず、安い賃金の仕事で苦慮しています。行政におかれましては、率先して型通りではない「障害者優先調達推進法」を活用していただき、障がい者が一般の仕事と出会う機会づくりに取り組んでいただきたいし、障がい者に理解ある職場づくりを市が率先して雇用して作り、一般企業への模範となっていただきたい。このような政策を盛り込んでいただきたい。	早咲委員	「熊本市障がい者生活プラン」の中で明記していますが、一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、「熊本市障がい者就労・生活支援センター」において、関係機関と連携して一般企業への就労を支援や職場定着の支援を行っています。 また、市における障がい者雇用についても、一般職員については、今年度の募集から身体障がいだけでなく、精神障がいや知的障がいのある人への受験対象を拡大したところであり、今後は職場定着に向けた対応を行っていくことにしています。	障がい保健福祉課
4	資料1 P66 4 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度利用支援事業における報酬助成につき、市長申立に限らず報酬の助成を行ってほしい。 他の自治体では、助成対象を市長申立以外にも拡大し、成年後見制度の利用が必要な方々の支援につながっている。	丸住委員	令和2年3月に策定した「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で「熊本市成年後見制度利用促進計画」を定め、制度利用促進の取り組みを進めているところです。 報酬助成については、令和3年4月より市長申立以外にも拡大するとともに、中国残留邦人等への助成や後見監督人等への報酬についても新たに助成対象とする予定です。	障がい保健福祉課
5	資料1 P69 8 移動支援事業	移動支援事業を市独自で通学支援にも行っていただきたい。 自立支援協議会(子ども部会)で、働く親が増えていたり、障がいのある子どもたちは朝起きるのが苦手な方も多いとのこと。家族支援の立場からも一考していただきたい。	西委員	通学に係る移動支援において、訓練目的の短期間の支給決定を可能としておりますが、その他の場合においても、例えば保護者の入院等の事情により送迎を行うことができない場合は各区福祉課までご相談ください。	障がい保健福祉課
6	資料1 P70 9 地域活動支援センター機能強化事業”	I型、II型、III型共に、親亡き後を見据えた地域における居住支援の機能(相談、体験の機会・場の確保、緊急時の受入対応、地域の体制づくりなど)強化に取り組みます。具体的には国から示される方針や本市の課題等を整理したうえで検討します」とありますが、障がい者本人の高齢化と親の高齢化の人数等の把握は本当にできていますか。余りにも実績数の少なさと見込数の少なさに驚いています。支援センターの存在と行われていることへの周知不足や参加しにくい環境があるのではないのでしょうか。働いている人にも利用しやすいようにしてほしい。	早咲委員	ご意見をいただいた「親亡き後を見据えた地域における居住支援の機能強化」は地域生活支援拠点の内容のことであり、「障がい者相談支援センター」を拠点の中核と位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取り組みを図っていくことにしています。 また、地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設であり、直接的には地域生活支援拠点とは関係ありませんが、センターの利用者数の増加に向けてプログラムの検討や啓発を図っていきます。	障がい保健福祉課

7	資料 4 パブリックコメントの結果について	<p>「第 6 期熊本市障がい福祉計画 第 2 期熊本市障がい児福祉計画(案)」56p 発達障がい者等に対する支援(2)へのパブリックコメント 3 件に対する熊本市の考え方(回答)についての、意見および要望。</p> <p>1. 専門的な相談支援件数の見込量を減らしたのは、「発達障がい者地域支援マネジャーの活動充実」と、「ペアレントメンターの配置」により、「地域の支援者」が増えることで、「当事者(※相談者ではない)への直接支援」が行われるので、その分、「みなわでの相談支援件数が減る」、という考え方。</p> <p>2. さらに、「熊本市障がい者相談支援センター(※みなわではない)」に「地域支援員(※発達障がい者地域支援マネジャーではない)」を配置するので、「地域の相談支援体制(※発達障がいに関する相談とは限らない)」が充実する、という考え方。</p> <p>見込量を減らした理由としては、これでは不十分と考えます。減る分だけが具体的な量として示されていて、それを補う(はず)の量が、計画のどこにもあがっていないためです。これでは、本市における発達障がい等に関する相談件数は減っている、と熊本市は認識している、と誤認されかねません。</p> <p>療育手帳(特に B1、B2)や精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移を見ても、発達障がい児者数は増加傾向にあり、それを反映するように、数カ月単位での相談待機者がいまだに大勢いる、という声を聞きます。さらに、コロナ禍で相談内容も多様化し、支援は「待ったなし」の状況です。にもかかわらず、みなわ以外で、地域の「どこ」の「誰」に「どのようにして」相談していいのか、そもそも、相談できる「受け皿」が、地域にどの程度整備されているのか、現状では市民への周知が十分に図られているとは思われません。</p> <p>だからこそ、次期計画で具体的な見込量を示して「見える化」し、市民に「見通し」を持ってもらうことが不可欠だと考えます。</p> <p>同案第 1 章の計画策定の趣旨には「(略)体制の確保が計画的に図れるよう(略)現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込量を算出します」とあります。この趣旨に照らせば、1. にある「地域の支援者」が、「どこ」の「どんな人(部署)」で、「どんなスキル」があり、「どんな支援」を、「何件(月 or 年単位)」行うので、減少した分の相談も含めて「トータルとしての発達障がい者等に対する支援体制の確保は、ちゃんと計画的に図れます」という、具体的で見通しの立つ説明を、計画の中に明記する必要があります。</p> <p>さらに、2. にある「地域支援員」の配置についても、同案の対象箇所には一切記載されていません。発達障がい者地域支援マネジャーでも、ペアレントメンターでもない「地域支援員」が、みなわでもない「熊本市障がい者相談支援センター」で、発達障がい者等に「どんな」相談支援を行うのか。その結果、みなわでの専門的な相談支援の件数の減少にどの程度、寄与するのか。</p> <p>これらの見込量についても、具体的に、見通しの立つ説明を計画の中に明記する必要があります。相談件数を減らしてみなわに余裕ができることで、相談者一人一人への支援を、より丁寧にしているという市の考え方に異論はありません。だからこそ、みなわを補完する「地域の支援者」を、いつまで、どのようにして、育成・確保していくつもりなのか、熊本市は、具体的な考えを市民に示さなければならぬ、と考えます。</p>	松村委員	<p>発達障がいのある方とその家族が居住する地域で安心して生活していくためには、まずは地域住民の理解と協力が得られる環境の充実が必要であることから、地域住民に対して発達障がいへの正しい知識を伝えていくことが支援の第一歩になると考えており、発達障がい者支援センター(地域支援マネジャー)による研修会等を継続していくことにしています。</p> <p>また、児童発達支援事業所等の開設を促し、早期発見、早期療育につなげられるように、個別支援体制の強化を図っていきます。</p> <p>さらに、地域全体で支える体制を作っていくために、ペアレントトレーニング等の支援プログラム等やピアサポート活動の充実を図るとともに、ペアレントメンターの養成等により直接支援を行う地域の支援者も増やしていきます。</p> <p>現在、障がい者相談支援センターでも発達障がいに関する相談を受けており、発達障がい者支援センターとの連携協力を行っていますが、今後は、障がい者相談支援センターに地域支援員を配置して地域の関係機関とのネットワークの構築を図り、地域の相談支援体制を充実することで、発達障がいのある方の支援を行っていくことにしています。</p> <p>このような取り組みを進めていくことで、地域での支援者を増やし、体制を整えていくことで発達障がい者支援センターの相談支援件数の減少を見込んでいくところでは、発達障がい者支援地域協議会等において検証を行っていくことにしています。</p>	子ども発達支援センター 障がい保健福祉課
---	--------------------------	---	------	---	-------------------------